

# 旅行期間別プラン

# ジェイアイの 海外旅行保険

2011年4月 改 定 版





CUDマークはNPO法人CUDOにより、 認証された製品に表示できるマークです。 このパンフレットは色覚の個人差を問わずできるだけ多くの方に見やすいように 配慮して作られています。 引受保险会社



# 28人に1人\*が海外で なんらかの事故・病気に遭遇

また、世界各地で、高額な費用を 必要とする事故が発生しています!

※2011年度弊計実績



#### 世界の事故実例

※2008年度~2011年度の間で実際に弊社がお支払いした事例です。保険金でお支払いする費用等の内容は保険約款によります。 ※ご契約タイプによっては治療・救援費用保険金額が事故例支払い保険金を下回ります。他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。

路上で暴漢に襲われ意識不明となる。 頭部外傷と診断され41日間入院・手術。 家族が駆けつける。医師・看護師が付添

### スペイン

自転車にぶつかられ転倒。手首・大腿骨頸 部骨折と診断され20日間入院・手術。家 族が駆けつける。看護師が付き添い医療 搬送。

支払い 保険金

ホテルのベッドで休養中、胸の痛みを感じ た後に意識不明となる。心筋梗塞と診断 され13日間入院・手術。医師・看護師が付 き添い医療搬送。

ゴルフ中に気分の悪さを訴え受診。脳内 出血と診断され12日間入院・手術。家族 が駆けつける。医師・看護師が付き添い医 療搬送.

736ヵ

支払い 保険金

支払い 保険金

到着後に体調を崩し受診。肺炎と診断

され12日間入院。家族が駆けつける。

# 

アンコールワット観光中に階段から転落。脳挫傷、硬膜下血腫、頭蓋骨・肩甲骨・肋骨骨折と診断され現地病院からチャーター機でバンコクまで医療搬送し38日間入院・手術。家族が駆

#### オーストラリア

ホームステイ先の庭で遊んでいて木から 落下。手首・肘骨折と診断され10日間入 院・手術。家族が駆けつける。

支払い 保険金

611漏

鯨ウォッチングのクルーズ船が波に揺れて 転倒。腰椎骨折と診断され17日間入院・ 手術。家族が駆けつける。医師・看護師が 付き添い医療搬送。



# 事故実例

### イタリアでの事故例

食事中に手足が痺れ、歩行不能となる。脳内出血と診断 され24日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護 師が付き添い医療搬送。

中国での事故例

搭乗車が他の車と衝突。腰椎骨折、橈骨・膝蓋骨粉砕骨 折、全身他部位損傷と診断され8日間入院・手術。家族が 駆けつける。医師・看護師が付添いチャーター機で医療

1.416万円

Ø.

BANK

**1,774**万円

※2008年度~2011年度の間で実際に弊社がお支払いした事例です。保険金でお支払いする費用等の内容は保険約款によります。 ※ご契約タイプによっては治療・救援費用保険金額が事故例支払い保険金を下回ります。他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。

## クレジットカードにセットされている保険・補償内容をご確認ください。

#### 補償の内容をご存知ですか?

- ①クレジットカードにセットされている保険では、病気 による死亡は補償されていないのが一般的です。
- ②カードによっては、補償額が十分でない場合や、まっ たく補償がないものもあります。
- ③一般的には複数のカードを所持していても、その合 計額が支払われる訳ではありません。所持している カードの中で最も高い補償額を限度として支払われ ます。(傷害死亡・後遺障害のケース)

#### 〈一般的なカードにセットされている保険の補償内容〉

#### ゴールドAカード 一般Bカード 5,000万円 **佐** 死亡·後遺障害 2,000万円 害 治 療 費 用 200万円 100万円 疾死 **0**H **0**⊞ 病 治 療 費 用 200万円 100万円 個人賠償責任 3.000万円 2.000万円 救援者費用 200万円 100万円 携行品損害 50万円 20万円

#### 補償が低額!!

#### 補償がない!!

### 緊急時に外国語で 対応できますか?

クレジットカードにセットされている 保険の場合、契約確認などに時間が かかる事での事故対応の遅れや、病 院の手配から通訳の手配まで、すべ てご自身で対応する必要がある場合 があります。

### お客様が渡航先でお困りになったり

### トラブルに巻き込まれた時に、必要となるのは現地における

## プロフェッショナルなサービスです



# No.

### Jiデスク

#### 海外主要55都市をカバーするJiデスクでの現地トラブル対応!

現地の事情に精通した担当者が日本語で事故・トラブルの相談を受付いたしますので安心です。

各種トラブル時のご相談例

通訳の手配



トラブル時の 各種で相談受付



パスポート等の 盗難時の手続きのご案内

移送機関



ご家族への連絡

医師・病院の 案内·予約

救援者の渡航・

ホテルの手配



病院等への 支払い保証



捜索・救援機関 の紹介・手配



(注) 2012年11月現在における主要各保険会社のガイドブックまたはホームページで表記されている海外旅行保険加入の

設置都市は裏面をご参照ください。

### キャッシュレス治療

お客様用日本語対応デスク数の比較による。

#### 海外300ヵ所を超えるJi提携病院でのキャッシュレス治療!

- ①ジェイアイでは、安心して治療が受けられるように日本語の話せる医師、スタッフがいる 病院を中心に海外300ヵ所超にJi提携病院を設置しております。
- ②弊社が直接病院へ治療費をお支払いいたしますのでキャッシュレスで治療を受けることができます。



### 緊急メディカルサービス

#### 渡航先で、万一、重症になった場合に!

万一渡航先で重症となり、緊急 手術が必要な場合や日本まで の医療搬送が必要になるよう な場合も、病院の手配からご自 宅への医療搬送まで対応いた しますので安心です。



### スーツケース 引取り・修理・お届けサービス

#### 送料負担がありません! 煩わしさから解消!

スーツケース破損時は、ご自宅まで 宅配業者がお引取りにうかがいま す。修理会社に持参するお手間も かかりません。提携する修理会社で の修理後は、宅配業者からご自宅に お届けいたします。



### 携行品損害は、新価\*でお支払い

携行品損害の2011年度弊社事故発生件数は全体の34.9%を占めます。 一般的な海外旅行(傷害)保険、カード保険では、時価額(減価償却)にて お支払いされる携行品損害もジェイアイなら新価でお支払いします。

(注)修繕可能で修繕費が新価を下回る場合を除きます。 ※同等のものを新たに購入するのに必要な金額

旅行変更 お支払項目別 0.6% 事故発生状況 (2011年度) 賠償責任 1.5% 治療·救援 旅行事故緊急 48.2% 携行品 34.9

上記は2012年11月現在におけるサービスの概要をご案内するものであり、今後サービスの内容、Jiデスク等の提供場所や提供方法等が変更となる場合があります。 また、ご加入の保険内容・事故内容(保険対象であるか等)・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。詳細及び 最新の内容につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

### 持病をお持ちの方への 情報提供・紹介サービス

「現地の医師に持病の内容が伝わるだろうか?」 「現在服用の薬やアレルギーを英語で説明したい」 「事前に健康相談できるところはあるだろうか?」

海外旅行に伴う不安を少しでも和らげることができるよう、弊社ホームページ上 で、持病をお持ちの方への情報提供やサービス提供会社 (原則有料) をご案内し ています。

ジェイアイホームページ http://www.jihoken.co.jp/top アクセス後、画面右下「海外旅行ご出発前のメディカルアドバイス・サービス」をクリック。

(注)弊社が直接医療上のアドバイスやサービスを提供するものではございません。ご旅行 にあたっては主治医と充分ご相談の上、ご出発されることをお薦めいたします。

#### ▲ 重要 タイプのご選択・ご契約にあたって

①保険始期日(旅行出発日)時点で18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者(お申込人)としてご契約いただくことをお勧めいたします。

合計保険料

- ②被保険者(旅行者)が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約等(詳細は申込書にてご確認ください)との合算でそれぞれ1,000万円 までとなります。(1,000万円までのタイプは当プランでは052タイプと074タイプになります。)
- ●保険始期日(旅行出発日)時点で15歳未満の場合。←
- ●保険始期日(旅行出発日)時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合(ご契約者と被保険者が異なる契約)。◆
- ③保険期間(旅行期間)が31日間を超えることが予想される方は当プランのご利用はできませんのでお申出ください。また下表に掲載のない期間の保険料についてはお申出ください。
- ④ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。保険期間(旅行期間)は旅行出発日を含めて数えます。「8月3日~8月10日」までの保険期間は、「8日」となり ます。他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。
- ⑤ご契約の際は、「ご契約いただく海外旅行保険の概要」にてご確認ください。

#### 旅行期間別プランご契約タイプ一覧表

	保険期間(保険のご契約期間)				
	ご契約タイプ	044	045	046	
	傷害死亡	3,800万円	2,800万円	1,800万円	
/中	傷害後遺障害	3,800万円	<b>2,800</b> 万円	1,800万円	
保険金額	疾 病 死 亡	980万円	880万円	800万円	
五額	治療・救援費用	2,000万円	1,500万円	1,000万円	
<b>三</b>	疾病応急治療·救援費用	300万円	300万円	300万円	
(ご契約金額)	入院一時金	5万円	3万円	3万円	
金額	個人賠償責任	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	
۳	携行品損害	20万円	15万円	10万円	
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	
合計保険料 3,500円 3,000円 2,5					

#### 2 保険期間(保険のご契約期間) 049 ご契約タイプ 047 048 傷害死亡 3.000万円 2.500万円 1.700万円 3.000万F 2.500万円 1.700万円 死. **860**万F 520万円 440万円 治療・救援費用 2.000万円 1.500万円 1.000万円 疾病応急治療·救援費用 300万円 300万円 300万円 入院一時金 5万円 3万円 3万円 個人賠償責任 **1**億円 1 億円 1 億円 携 行 品 損 害 35万円 25万円 15万円 旅行事故緊急費用 5万円 5万円 5万円

**4,000** <sub>円</sub>

5 保険期間(保険のご契約期間)

	8990				
	ご契約タイプ	050 051		052	
	傷害死亡	2,000万円	1,500万円	1,000万円	
纪	傷害後遺障害	2,000万円	<b>1,500</b> 万円	500万円	
保険金額	疾 病 死 亡	710万円	310万円	110万円	
五額	治療・救援費用	2,000万円	<b>1,500</b> 万円	1,000万円	
ゔ	疾病応急治療·救援費用	300万円	300万円	300万円	
契約	入院一時金	<b>5</b> 万円	3万円	3万円	
金額	個人賠償責任	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	
	携行品損害	20万円	15万円	10万円	
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	
	合計保険料	4,000⊩	3,500∄	3,000⊩	

保険期間(保険のご契約期間)

059

3.000万円

3.000万円

1,000万円

2,500万円

300万円

5万円

**1**億円

5万円

35万円

7,000⊞

060

2.700万円

2.700万円

920万円

2,000万円

300万円

5万円

1 億円

25万円

5万円

6,500 ⊞

061

2.000万円

2.000万円

850万円

1,500万円

300万円

5万円

**1** 億円

20万円

**5**万円

6,000<sub>円</sub>

070

2,800万円

2,800万円

3,000万円

630万円

300万円

10万円

1 倍円

40万円

5万円

**9,000** <sup>□</sup>

3 保険期間(保険のご契約期間)

#### 4日 保険期間(保険のご契約期間) 053 054 055 ご契約タイプ 傷害死亡 3.500万円 2.500万円 1.800万円 傷害後遺障害 3.500万円 2.500万円 1.800万円 病 死 630万円 360万円 310万円 治療・救援費用 2,500万円 2,000万円 1,500万円 疾病応急治療・救援費用 300万円 300万円 300万円 入院 一時金 **5**万円 5万円 **5**万円 個人賠償責任 **1** 億円 1 億円 **1**億円 15万円 15万円 10万円 携 行 品 損 害 旅行事故緊急費用 **5**万円 5万円 **5**万円 **5,000** ₱ 合計保険料 **4,500** <sup>□</sup> 4,000 ⊞

保険期間(保険のご契約期間)

062

3,100万円

3,100万円

1.000万円

2,500万円

300万円

5万円

1 倍円

40万円

5万円

8,000⊞

**7**日

計疾 病

ご契約タイプ

傷害死亡

傷害後遺障害

治療・救援費用

疾病応急治療・救援費用

入院 一時金

個人賠償責任

携行品損害

旅行事故緊急費用

合計保険料

死 亡

	ご契約タイプ	056	057 <sup>83</sup>	058
	傷害死亡	3,000万円	2,500万円	1,800万円
	傷害後遺障害	3,000万円	2,500万円	1,800万円
保險	疾病死亡	570万円	510万円	320万円
保険金額	治療・救援費用	2,500万円	2,000万円	1,500万円
図で	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円
契約	入院一時金	5万円	5万円	5万円
契約金額	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円
鄧	携行品損害	35万円	25万円	20万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円
合計保险料		6.000⊞	5.500⊞	5.000⊞
旅行事故緊急費用 合計保険料		5 <sub>万円</sub> <b>6,000</b> 円	5,500円	5,000円

•	S NAME (NEW SCREENING)				
	ご契約タイプ	056	057	058	
	傷害死亡	3,000万円	<b>2,500</b> 万円	1,800万円	
7	傷害後遺障害	3,000万円	<b>2,500</b> 万円	1,800万円	
不免证	疾 病 死 亡	570万円	510万円	320万円	
豆頁	治療・救援費用	2,500万円	<b>2,000</b> 万円	1,500万円	
<u> </u>	疾病応急治療·救援費用	300万円	300万円	300万円	
包匀	入院 一時金	5万円	5万円	5万円	
豆頁	個人賠償責任	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	
ز	携行品損害	35万円	<b>25</b> 万円	20万円	
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	
	合計保険料	6,000⊩	5,500∄	5,000⊩	

	ご契約タイプ	056	057	058
	傷害死亡	3,000万円	<b>2,500</b> 万円	<b>1,800</b> 万円
亿	傷害後遺障害	3,000万円	<b>2,500</b> 万円	<b>1,800</b> 万円
保険金額	疾 病 死 亡	570万円	510万円	320万円
並額	治療・救援費用	2,500万円	<b>2,000</b> 万円	<b>1,500</b> 万円
<b>ご</b>	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円
(ご契約	入院一時金	5万円	5万円	5万円
金額	個人賠償責任	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円
	携行品損害	35万円	<b>25</b> 万円	20万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円
合計保険料		6,000⊩	5,500∄	5,000⊞

056	057	058	
3,000万円	2,500万円	1,800万円	
3,000万円	<b>2,500</b> 万円	<b>1,800</b> 万円	
570万円	510万円	320万円	
2,500万円	2,000万円	<b>1,500</b> 万円	
300万円	300万円	300万円	
5万円	5万円	5万円	
<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	
35万円	<b>25</b> 万円	20万円	
5万円	5万円	5万円	
6,000⊩	5,500∄	5,000⊩	
	3,000万円 3,000万円 570万円 2,500万円 300万円 5万円 1億円 35万円	056     057       3,000万円     2,500万円       3,000万円     2,500万円       570万円     510万円       2,500万円     2,000万円       300万円     300万円       5万円     5万円       1億円     1億円       35万円     25万円       5万円     5万円	3,000万円 2,500万円 1,800万円 3,000万円 2,500万円 1,800万円 570万円 510万円 320万円 2,500万円 2,000万円 1,500万円 300万円 300万円 300万円 5万円 5万円 5万円 1億円 1億円 1億円 35万円 25万円 20万円 5万円 5万円 5万円

3,500∄

3,000⊨

**6B** 

ご契約タイプ

傷害死亡

傷害後遺障害

治療・救援費用

疾病応急治療·救援費用

入院 一時金

個人賠償責任

携行品損害

旅行事故緊急費用

合計保険料

死 亡

病

8	8日 保険期間(保険のご契約期間)					
	ご契約タイプ	065	066	067		
	傷害死亡	3,300万円	3,000万円	2,800万円		
<b>/</b> 中	傷害後遺障害	3,300万円	3,000万円	2,800万円		
保険	疾 病 死 亡	940万円	900万円	<b>750</b> 万円		
金額	治療・救援費用	3,000万円	<b>2,500</b> 万円	2,000万円		
<b>三</b>	疾病応急治療·救援費用	300万円	300万円	300万円		
契約	入院一時金	5万円	5万円	5万円		
契約金額	個人賠償責任	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円		
٥	携行品損害	45万円	40万円	35万円		
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円		

保険のご契約	期間)		5
065	066	067	
3,300万円	3,000万円	2,800万円	
3,300万円	3,000万円	<b>2,800</b> 万円	/早
940万円	900万円	<b>750</b> 万円	険
3,000万円	<b>2,500</b> 万円	2,000万円	五額
300万円	300万円	300万円	<u>ج</u>
5万円	5万円	5万円	契約
<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	金額
45万円	40万円	35万円	
5万円	5万円	5万円	
9,000∄	8,500∄	8,000∄	

٤	日 保険期間(保険のご契約期間)			
	ご契約タイプ	068	069	
	傷害死亡	3,300万円	3,000万円	
10	傷害後遺障害	3,300万円	3,000万円	
保険	疾 病 死 亡	880万円	820万円	
金額	治療・救援費用	3,000万円	3,000万円	
2	疾病応急治療·救援費用	300万円	300万円	
契約	入院 一時金	10万円	10万円	
(ご契約金額)	個人賠償責任	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	
	携行品損害	50万円	45万円	
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	
	合計保険料	10,000円	9,500ฅ	

1.ご契約タイプには、「救援に関する通訳雇入費用補償特約」「救援者費用等追加補償特約(保険金額300万円)」「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」「携行 品損害追加補償特約」がセットされております。

2.携行品損害の対象となるのは、被保険者(旅行者)が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含む)かつ携行する身の回り品 になります。(例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。)

3.「個人賠償責任」「携行品損害」の自己負担額は0円です。

063

2,800万円

2,800万円

2,000万円

880万円

300万円

5万円

1 倍円

35万円

5万円

**7,500** ₱ **7,000** ₱

064

2,500万円

2,500万円

810万円

1,500万円

300万円

**5**万円

1 倍円

30 ⊼ ⊞

5万円

4.上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。

合計保険料

#### 15歳未満の方※

ご契約者と被保険者(旅行者)が 異なり申込書に被保険者の契約同意 の署名がない方向けタイプ

	ご契約タイプ	074
	傷 害 死 亡	1,000万円
但	傷害後遺障害	3,000万円
保険	疾 病 死 亡	1,000万円
金額	治療・救援費用	2,000万円
<u>ج</u>	疾病応急治療·救援費用	300万円
契約	入院 一時金	<b>5</b> 万円
(ご契約金額	個人賠償責任	<b>1</b> 億円
	携 行 品 損 害	10万円
	旅行事故緊急費用	5万円
保	1日	2,550円
保険期間	2日	3,130円
	3日	3,700円
保険のご	4日	4,220円
契約期間	5日	4,830円
期間	6日	5,470円
合	7日	5,990円
計保	8日	6,450円
陝料	9日	6,880円

※保険始期日(旅行出発日)時点の年齢です。

#### オプション

### 「旅行変更費用補償特約〕

出国中止費用補償対象外特約セット

■追加保険料をお支払いいただくことにより、 セットできます。

■旅行変更費用補償特約は、渡航先にて地震 が発生した等の理由により旅行を中途で取 りやめて帰国する際の交通費などをお支払 いします。出国前に旅行を取消したときの 取消費用などはお支払いの対象となりませ ん。(出国中止費用補償対象外特約がセッ

トされております。)

		ほ 陝 科			
	<b>  険金額</b> 契約金額)	10万円	20万円	30万円	40万円
	1日	40∄	90∄	130∄	180∄
保険期間	2日	50∄	100∄	150∄	<b>200</b> 円
期間	3日	50∄	100∄	160∄	<b>210</b> 円
	4日	50∄	110∄	160∄	<b>210</b> 円
険の	5日	<b>70</b> ∄	130∄	<b>200</b> 円	<b>270</b> 円
(保険のご契約	6日	80⊞	160∄	<b>230</b> 円	310∄
約	7日	90∄	170∄	<b>260</b> ⊞	340 円
期間)	8日	90∄	190∄	280∄	380 円
	9日	100∄	<b>210</b> 円	310∄	<b>420</b> 円

- 1.保険金額は、旅行代金または中途で帰国する 際にかかる費用のいずれか高い金額でお選び ください
- 2.中途帰国のための費用は旅行方面により次の 金額が目安となります。

東南アジア・ハワイ:10万円、北米・オセアニア・ アフリカ:20万円、ヨーロッパ・南米:30万円 3.出国中止費用をご希望の方は、お申出ください。

### こんなとき、Jiの海外旅行保険

詳しくは「ご契約いただく海外旅行保険の概要」にてご確認ください。

#### まさかの死亡事故! 死亡(傷害・疾病)

旅行中に発生した事故や発病した疾病により死亡された場合



### 後遺障害が生じた!

傷害後遺障害

事故により身体に後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じ傷害後遺障害保険金額の3%~100% をお支払いします。



#### 入院した! 家族も現地に急行! 治療·救援費用

- ●ケガや病気で医師の治療・手術を受けられた場合
- ●継続して3日以上入院した際にご家族の方に現地に来てもらう場合
- ●妊娠初期の異常についても補償の対象となります。(注1、注2)
- (注1)保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。 (注2)日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する 妊娠に関する症状が対象となります。また妊娠満22週以後に発生したものを除きます。

#### 疾病応急治療·救援費用

●旅行出発前に発病し医師の治療を受けたことがある病気を原因として、旅 行中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けた場合(注1、注2) (注1)保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。 (注2)旅行行程中も継続して支出することが予定されていた費用(透析、インス

リン注射等)はお支払いの対象となりません。



#### 突然の入院! 入院一時金

突然のケガや病気で2日以上入院することになった場合

(注)入院一時金とは、保険金のお支払いの対象となる治療により、治療・救援費用保 険金をお支払いする場合で、その原因となったケガ・病気により2日以上続けて入 院をされたときに、ご契約時に定めた金額を一時金としてお支払いするものです。



#### 水浸しにしてしまった! 個人賠償責任

ホテルの客室を水浸しにしてしまったり、誤ってお店の商品を こわしてしまった場合で法律上の損害賠償責任を負った場合



### 盗まれた!

携行品損害(身の回り品)

旅行カバンを盗まれたり、ビデオカメラを落として 破損してしまった場合

(注1)紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません (注2)保険金のお支払いにあたっては、携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円を限度とします。



#### 荷物が届かない! 飛行機が飛ばない! 飛行機が遅延!

旅行中の事故による緊急費用(旅行事故緊急費用)

航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間を経って も運搬されずに、当面必要な身の回り品等を購入した場合 (注)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社 により、発生の証明がなされる偶然な事故が対象となります。



#### 旅行途中で緊急帰国! オプション 旅行変更費用

- ●被保険者または同行予約者の配偶者・3親等内の親族が死亡された場合、 または危篤となった場合
- ●被保険者または同行予約者の居住する建物またはこれに収容される家財が火 災、台風、なだれ等により100万円以上の損害を受けた場合
- (注)保険料領収前または契約日前に、保険金支払事由またはその原因(病気の 発病等)が生じていた場合は保険金のお支払いの対象とはなりません。

#### こんなときの保険金はお支払いできません。

- ●故意、犯罪行為、闘争行為等
- ●紛失、置き忘れの携行品損害
- ●現金・クレジットカード等、コンタクト●他覚症状のないむちうち症・腰痛
- レンズ、ウィンドサーフィン等の用具 ●妊娠·出産等、歯科疾病
- の携行品損害

…など

		約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明 	
補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。 国 同一のケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	<「傷害死亡」「傷害後遺障害」共通> 1.次の①~⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人 の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資
傷 害 後 遺 障 害	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の 3%~100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保 険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての 運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産
<b>接用</b> を	<ul> <li>⟨傷害治問書を受けられた場合(義手、義足の修理を含みます。)</li> <li>⟨疾病治療費用&gt;</li> <li>①[責任期間*中に発病した病気」または「責任期間*終了後72時間以内に発病した病気、(その原因が責任期間*中に発生したものに限ります。)」により、責任期間*を2と過するまでに医師の治療を開始された場合。</li> <li>②責任期間*神に感染した特定の感染症*により責任期間*終了の日を含めて30日を含めて30日を含めて30日を含めて30日を含めて30日を含めて30日を含めて30日を含めて30日と場合。</li> <li>②責任期間*中の事故によるケガ*またはの日を含めて30日は、場合、(教援費者が次の①~⑥までのいずれかに該当し責任期間*中の事故の発生の日からそもた場合、またはの日とは、3日以上続けて入院された場合、または3日以上続けて入院された場合、当員任期間*中に病気、妊娠、出産、治療を開始した場合により、責任により、責任期間*中に持合、責任期間*中に搭乗・乗船中中に持定された場合(責任期間*中に搭入治治・責任期間*中に搭入治治・責任期間*中に搭入治治・責任期間*中の急激かつ偶然な外来のいまないまった。</li> <li>⑥責任期間*中の急激かつ偶然な外来のい場なにより被保険さな地等察等公とが警察等等公の終りに現めたより、できな地により被保険なな地を書の生死が消費となった。</li> <li>⑥責任期間*中に誘発を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を</li></ul>	者3名分まで) ③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで) ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は控除します。) ⑤遺体の処理費用(100万円まで)、遺体輸送費用⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費、入院または救援に必要な身の回り品購入費、救援に必要な通訳雇入費(合計20万円まで、傷害・疾病治療費用の④で支払われる費用は除きます。)	は保険金をお支払いします。) ・歯科疾病 (※1)自殺行為によりその行為の日からその 日を含め 180 日以内に死亡された場 合は救援費用部分の保険金をお支払 いします。 (※2)被保険者による自動車、オートバイの 無資格運転、酒酔運転により事故の 発生の日からその日を含めて 180 日以 内に死亡された場合は救援費用部分 の保険金をお支払いします。 証 協行出発前に発病した病気により入院した 場合は救援費用のお支払いはできません。 ただし、疾病に関する応急治療・救援費用で 保険金をお支払いできる場合があります。 など
疾病に関する 応急治療・救援 費 用	<治療費用>責任期間*開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(※1)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化(※2)により医師の治療を受けられた場合 <教援費用>責任期間*開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(※1)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化(※2)により3日以上続けて入院された場合(※1)妊娠、出産、早産、流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。(※2)海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。	上記「治療・救援費用」のお支払いする保険金のうち、症状が急激に悪化した病気1回につき、医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)に帰者するまでに要した費用であり、社会通念上妥当で、かつ、同等の病気に対してあり、社会通念上妥当で、かり、相等の病気に対しず負担する費用に相当する金額を300万円限度にお支払いします。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額が限度となります。	上記「治療・救援費用」の保険金をお支払いできない主な場合<疾病治療費用>および <救援費用>に該当する場合に加え、 ・その病気の治療の開始が責任期間*終了後である場合 ・その病気の治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ・責任期間*開始前に、渡航先の病院・診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。) ・責任期間*中も継続して支出することが予定されていた費用。(例えば、透析、義手報足等、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用やインスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など)
	V V 5-70		

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡	次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ①責任期間*中に病気により死亡された場合 ②「責任期間*中に発病した病気」または「責任期因が責任期間*中に発生したものに限ります。) 内に死亡された場合(ただし、責任期間*終了行の後も引き続き医師の治療を受けていたものに	意額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合 問間*終了後72時間以内に発病した病気(その原 」により、責任期間*終了後その日を含めて30日以 後72時間を経過するまでに医師の治療を開始しそ 限ります。) 任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡され	前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、・被保険者が被ったケガによる病気・妊娠、出産、早産、流産による病気・歯科疾病
入院一時金	治療・救援費用保険金が支払われる場合で、その原因となったケガ、病気により被保険者が2日以上続けて入院したときに、入院一時金額をお支払 ます。1回のケガ、病気につきお支払いは1回に限ります。		
個人 賠 貸任	せたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 選 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任 無能力者の行為により親権者等が法律上の損	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。  注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の
	(※)次の損害に対しては右記保険金をお支払いできない主な場合の「被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いいたします。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。)に与えた損害 ・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害		損壊もくは紛失に対する損害賠償責任 (*) ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償 責任
携 行 品 損 害 携 行 品 損 害 追加補償特約 セット	責任期間*中に携行品(**) (カメラ、カバン、衣類、航空券、旅券、運転免許証など)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合(**)被保険者が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、ウィンドサーフィン・サーフィン・ダのスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等業務の目的のみに使用される設備・什器、データ、ソフトウェア・プログラム等の無体物など・被保険者が携行していない物(被保険者の居住施設内にある物や別送中の物等)	携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。  「注1] 損害額とは再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます(修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費をお支払いします。)。  「注2] 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に受した被保険者の交通費、発給手数料、電信料、発給地における被保険者の存泊施設客室料、発給用の写真代、発給のために必要な通訳雇入費を損害額とします(1事故につき合計10万円まで)。  「注3] 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	・差押え、没収、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。) ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等)・保険の対象である液体の流失・置き忘れ、紛失なお、被保険者が有償で借りた携行品の損害に対しては、保険金をお支払いできません。
旅行事故緊急	責任期間*中に生じた予期せぬ偶然な事故(**1)がもとで、被保険者が責任期間*中に負担を余儀なくされた費用(**2)をお支払いします(**3)。 (※1)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)により、その発生が証明されるものに限ります。 (※2)①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします(他の特約で保険金支払の対象となる額、払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。)。ただし、③食事代については次のaまたはbのいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のcに該当した場合に限りお支払いします。 a、被保険者が搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 b、被保険者が搭乗した航空機の遅延(搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能まなは搭乗の産婦の当後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に費用を負担した場合 (※3)上記(※2)の①から⑥の合計で5万円が保険期間中の限度となります。)。また、⑦身の回り品購入費については、①~⑥とは別に、10万円が保険期間中の限度となります。)。		ない主な場合1.の②、③、⑦~⑨により生じた 費用および 2.に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の 故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因 する病気の発病 ・歯科疾病 ・被保険者が乗客として搭乗しているまたは 搭乗予定の交通機関のうち、運行時刻が 定められていないものの遅延または欠航・運

#### \*印の用語のご説明

●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
●「特定の感染症」とは、コレラ、ベスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

#### 補償項目 保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金 保険金をお支払いできない主な場合 出国してから次のいずれかに該当したことにより、被 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行変更費用保険金額を限度 次の①~④により生じた費用 保険者が旅行を途中で取りやめ帰国した場合 ①被保険者、同行予約者(以下「被保険者等」といいます。)または被保険者等の配偶者もしくは にお支払いします(旅行が企画旅行の場合は下記1.ま たは3. のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は 下記2. または3. のいずれか高い額をお支払いします。)。 1. 次の算式により算出した額 被保険者等の3親等内の親族が死亡された場 故意または重大な過失 合または危篤となった場合 ②被保険者等がケガ\*や病気(※)で入院された場 旅行変更費用保険金額 中途帰国した日以後の日数 後、体験有等がタガヤ柄メに で人族された場合または、被保険者等の配偶者もしくは被保険者等の配偶者もしくは被保険者等の2親等内の親族がケガ\*や病気(\*\*)で14日 または旅行代金 旅行日程の日数 のいずれか小さい金額 転 以上継続して入院された場合(14日経過以前 に死亡された場合を含みます。) 注 旅行代金について払い戻しが受けられる場合は、旅行代金より払い戻しの額を控除し ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方 ・戦争、革命などの事変 た額を旅行代金とします。 不明もしくは遭難した場合または山岳登はん中に 2. 次の費用 旅行変更費用 遭難した場合 ①中途帰国したことにより取消料・違約料などの名 目で旅行業者等に支払った費用(出国後3か月 ④急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索 出国中止費用補償対象外 救助活動が必要な状態となったことが警察等公 以内に提供を受けるものに限ります。) ②渡航手続費として支払った費用。 的機関により確認された場合 注 上記費用には今後支払うべき費用を含み 払戻しを受ける額を除きます。また、②の引 特約セット ⑤被保険者等の居住する建物またはこれに収容さ れる家財が火災、台風、なだれ等により100万円 以上の損害を受けた場合 用については、中途帰国した後に使用でき ⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所 ご希望により へ出頭する場合 3.次のいずれかに該当する場合の帰国に要する①、②の費用 追加して セットできる ⑦被保険者等の渡航先またはこれから訪れる予定 航空券等(その利用日が出国後3か月以内の 場合 の渡航先において、次のいずれかの事由が発生 場合に限ります。)の購入の予約がされているか オプション特約 既に購入されている場合 した場合 ・地震・噴火、これらによる津波 旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のた 戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為 め利用する交通機関の航空券等の費用が含ま 利用を予定していた運送機関・宿泊機関等の れている場合 事故または火災 被保険者の航空運賃等交通費 渡航先に対する日本国政府の退避勧告等の ②被保険者の宿泊施設等客室料 (14日分限 度)、通信費、渡航手続費(合計20万円まで) 発出 ⑧被保険者等に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 ⑨被保険者等に災害対策基本法に基づく避難指 ◎この特約の責任期間は、出国日当日に保険の ご契約をされた場合でも、保険契約日の翌日 示等が公的機関から出された場合

#### \*印の用語のご説明

●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中 (海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで) をいいます

(※)妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます

- ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
  ●「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエ ンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

午前0時に開始します。

#### もしもの時でも、海外主要55都市に

### 日本語対応のJiデスクが設置されているから安心! (2012年11月現在)

#### アジア・グアム・サイパンのJiデスク 大連 ソウル 北京 釜山 上海。 ニューデリー サイパン マカオ・香港・台北 グアム 🎳 シェムリアップ マニラホーチミン バンコク・・ クアラルンプール シンガポール・ ジャカルタ ・・バリ **ASIA GUAM SAIPAN**

# アメリカ・ハワイ・オセアニアのJiデスク



ヨーロッパ・アフリカ・中東のJiデ

・コペンハーゲン アムステルダム フランクフルト プラハ ・ウィーン パリ ジュネーヴ・ミラノ ーマ ・イスタンブール バルセロナ カイロ **EUROPE AFRICA** ドバイ THE MIDDLE EAST

お申込み にあたって

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。<mark>ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください</mark>。また、詳しくは 『海外旅行保険』のしおり(海外旅行保険普通保険約款・特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求くださ い。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申上げます。 弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなって おります。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

#### 引受保険会社 取扱代理店



### ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 http://www.jihoken.co.jp

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

お客様専用フリーダイヤル:0120-877030

−部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。

受付時間:平日の午前9:00~午後5:00 (土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

- ①次のような原因により左記「保険金をお支払いする場合」の①~⑤に該当した場合
- 保険契約者、被保険者や保険金受取人の
- けんかや自殺・犯罪行為
- ・被保険者による自動車、オートバイの無資格 運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運
- ・日本国内における地震・噴火、これらによる津
- ・核燃料物質による事故または放射能汚染
- ②むちうち症または腰痛で医学的他覚所見 のないものによって左記「保険金をお支払 いする場合」の②が生じた場合
- ③保険料領収前または契約日前に、左記 保険金をお支払いする場合」の①~⑨ に該当していた場合またはその原因(死 亡・危篤・入院等の原因となったケガの発 生、病気の発病または隔離の原因となった 感染症の発病をいいます。)が生じていた
- ④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登 はん、スカイダイビング、ハンググライダー 危険なスポーツまたは自動車、オートバイ、 モーターボート等による競技、競争、興行、 試運転によって左記「保険金をお支払い する場合」の①、②が生じた場合

など